

登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名	登録番号	検 査 結 果					収 去 年 月 日 そ の 他 特 記 す べ き 事 項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	果査	
大阪市港区南福崎町3丁目 林兼産業株式会社大阪工場							昭和42年11月25日 西伯郡淀江町中間 山陰食鶏株式会社倉庫
まるは印完全配合飼料若肉鶏肥育用	5,086	17.0	3.0	6.0	9.0	6.0	
まるは印完全配合飼料若肉鶏肥育用 チキンレソット	3,318	18.0	3.0	6.5	9.0	6.4	
まるは印完全配合飼料 チキンスタート	5,301	20.0	4.0	6.0	8.0	5.9	
22.5			5.1	2.5			
境港市外江町5743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社							昭和42年11月28日
くみあい標準配合飼料乳牛用1号	3,951	18.0	2.0	10.0	10.0	8.0	
くみあい標準配合飼料中雞用1号	5,555	17.0	3.0	5.0	8.0	5.7	
くみあい標準配合飼料大雞用1号	3,943	14.0	3.0	7.0	9.0	5.9	
くみあい標準配合飼料成鶏用17S号	4,446	19.0	4.0	5.0	8.0	5.6	
くみあい標準配合飼料成鶏用16特号	5,158	17.0	3.5	7.0	11.0	9.4	
くみあい標準配合飼料成鶏用16特号	5,160	16.0	2.5	7.0	11.0	9.2	
くみあい標準配合飼料成鶏用17号	5,159	17.0	2.5	7.0	11.0	10.1	
17.7			3.2	3.0			
尼崎市西高洲町27番地 東急エビス産業株式会社関西工場							昭和42年11月30日 米子市西福原20の2 塩冶繁商店倉庫
エビス印若豚完全配合飼料肉豚前期用	4,664	15.0	2.0	7.5	10.0	6.4	
		15.1	2.7	4.6			

神戸市長田区駒ヶ林南町1番地 日本配合飼料株式会社神戸工場									昭和42年11月30日 米子市昭和町29 丸石産業株式会社米子支店
三井印完全配合飼料成鶏用 ハイニューマツシユ	4,557	15.0 16.0	2.5 3.6	7.0 2.6	11.0 10.3				
三井印完全配合飼料中雛用	1,900	17.0 18.8	3.0 3.4	7.0 4.2	9.0 6.3				
三井印完全配合飼料大雛用	1,901	14.0 14.1	3.0 3.3	7.0 5.0	9.0 5.7				

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中上段は、「保証成分量を示し、粗たん白質」の欄及び「粗脂肪」の欄は、「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は、「以下」を示し、下段は、分析結果を示す。当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所収去年月日その他の特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において収去したことを示す。の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	表示区分	検 査		結 果		収 去 年 月 日 そ の 他 特 記 す べ き 事 項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
下関市東大和町大浜 林兼産業株式会社下関飼料工場						昭和42年11月25日 西伯郡淀江町中間 山陰食鶏株式会社倉庫
まるは印完全配合飼料 キンバーチツ	表	14.0	2.0	9.0	8.0	
クマス肉用種鶏育成用		16.1	3.6	5.4	5.8	
まるは印完全配合飼料 キンバーチツ	表	17.0	2.0	6.0	11.0	
クマス肉用種鶏成鶏用		17.5	2.6	2.5	7.7	
まるは印完全配合飼料 キンバーチツ	表	19.0	2.0	5.0	7.0	
クマス幼雛用		19.7	3.4	2.6	5.9	
境港市外江町3743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社						昭和42年11月28日
くみあい配合飼料乳牛用山陰特号	表	15.0 15.4	2.0 5.0	11.0 7.0	10.0 9.1	
くみあい配合飼料肉牛用1号	表	18.0 20.6	2.0 3.5	8.0 4.9	8.0 6.4	
くみあい配合飼料プロイラー専用 種用前期	表	22.0 22.7	3.5 5.1	5.0 2.7	8.0 6.9	
くみあい配合飼料子豚用	表	16.0 17.7	3.0 4.0	6.5 3.8	8.0 8.0	
くみあい配合飼料肉豚用前期	表	14.0 14.8	2.0 3.6	8.0 4.4	8.0 5.5	

くみあい配合飼料肉豚用後期	表	12.5 13.7	2.0 2.5	8.0 5.2	8.0 5.7	昭和42年11月30日 米子市西福原20の2 塩治繁商店倉庫
くみあい配合飼料豚基礎用	表	18.0 18.6	2.0 3.0	8.0 7.2	9.0 7.3	
くみあい配合飼料種豚用 ハイブリッド	表	14.5 14.8	1.5 3.1	7.0 4.0	9.0 6.0	
松江市東朝日町205 有限公司社内製粉所						
被		16.0			5.1	昭和42年11月30日 米子市西福原20の2 塩治繁商店倉庫
岡山県吉備郡高松町高松209 高松精麦株式会社						昭和42年11月30日 米子市西福原20の2 塩治繁商店倉庫
任 上 麦 糠		13.9			2.7	
呉市築港町9 呉飼料株式会社						昭和42年11月30日 米子市西福原20の2 塩治繁商店倉庫
二種クレープツ印混合飼料桜号		9.1			4.3	
神戸市兵庫区明治町通3丁目20番地 兼三株式会社飼料工場						昭和42年11月30日 米子市西福原20の2 塩治繁商店倉庫
不二養豚基礎配合飼料基礎1号	表	20.0 20.0	2.0 4.0	6.5 3.1	9.0 7.2	昭和42年11月30日 米子市西福原20の2 塩治繁商店倉庫
植物性蛋白質混合飼料50号	表	20.0 26.8	1.0 1.0	8.0 8.8	8.0 7.7	粗蛋白質不足 組織維過剩
寝屋川市太閤407番地 村上製油株式会社						昭和42年11月30日 米子市西福原20の2 塩治繁商店倉庫
不二乳牛基礎配合飼料20号	表	20.0 19.3	3.0 3.6	18.0 13.8	10.0 9.0	粗蛋白質不足
尾崎市西高洲町27番地 東急エビス産業株式会社関西工場						昭和42年11月30日 米子市西福原20の2 塩治繁商店倉庫
エビズ印若豚完全配合飼料肉豚 任上用	表	13.0 14.2	2.0 2.8	8.0 6.3	10.0 6.7	
神戸市長田区駒ヶ林南町1番地 日本配合飼料株式会社神戸工場						昭和42年11月30日 米子市昭和町29 丸石産業株式会社米子支店
三井印完全配合飼料プロライ用 ライオンライナーA	表	18.0 19.9	5.0 6.5	5.0 2.1	7.0 5.0	

【備考】 表示区分の欄中、「表」とあるのは、法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を示し、空白は、それら以外の飼料を示す。検査結果の欄中、「上段は、表示成分量を示し、「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は、「以上」を示し、「組織維」及び「粗灰分」の欄は、「以下」を示し、下段は、分析結果を示す。「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は、「以上」を示し、「組織維」及び「粗灰分」の欄は、「以下」を示す。他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第二百三十三号

那家町長から申請のあつた町営土地改良(農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百三十四号

那家町長から申請のあつた町営土地改良(農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百三十五号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良(農道橋整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百三十六号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良(農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

三朝町長から申請のあつた町営土地改良(農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百三十七号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良(農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百三十八号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良(老朽ため池補強)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百三十九号

八東町長から申請のあつた町営土地改良(農道整備)事業は、土地改良

法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百四十号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百四十一号

河原町長から申請のあつた町営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百四十二号

佐治村長から申請のあつた村営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用

する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百四十三号

佐治村長から申請のあつた村営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百四十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年三月二十九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市吉方町二丁目 三五二番地	鳥取市湖山町字荒神前 二四六四番地の三	幅員四・〇〇メートル
岸 本 潤	二四六四番地の五	延長一一・二〇メートル

二四六五番地の二	崩岸
二五四四番地の七	
二五四四番地の二三	
二五四四番地の四	
二五四四番地の一五	
二五四四番地の一六	
二五四四番地の一七	
二五四五番地の五	
二五四五番地の八	
二五四五番地の九	
二五四八番地の四	
二五四四番地の七	地先農道

鳥取県告示第二百四十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年三月二十九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市彦名町一七八二 佐藤 敏 夫	米子市上後藤字西浜悪水東	幅員四・〇〇メートル 延長八五・三〇 メートル
〃	二七六番地の三	
〃	二七六番地の四	
〃	二七六番地の六	
〃	二七六番地の八	
〃	二七六番地の九	
〃	二七六番地の一〇	
〃	二七七番地の三	
〃	二八一番地の五	
〃	二八一番地の五	
〃	二八二番地の二	
〃	二八三番地の二	
〃	二八四番地の三	
〃	二八四番地の四	
〃	二八五番地の二	
〃	二八六番地の一七	
〃	二八六番地の二二	